

議 事 録

会議名	平成27年度第2回寒川町行政改革推進委員会会議		
開催日時	平成27年12月1日（火） 午後5時30分～午後8時00分		
開催場所	寒川町役場東分庁舎2階 第2会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》 鈴木宏文（委員長）、梅村仁（副委員長）、磯川健、木立順一、中野雅之、藤岡幸子 《欠席委員》 本間文彦 《事務局》企画政策部企画政策課 石井宏明（部長）、深澤文武（課長）、吉田史（企画行革担当主査）、遠藤孝（企画行革担当主任主事）、鈴木俊輔（企画行革担当主任主事） 《関係課等の長》 新藤聡（総務課長）、戸村孝（税務課長）、樋口幸信（収納対策課長）、芹澤るみ子（協働文化推進課長）、中嶋利弥（町民窓口課長）、藤澤紀子（福祉課長）、鈴木隆俊（高齢介護課長）、小泉玲子（健康・スポーツ課長）、徳江貞昭（環境課長）、大川博（会計管理者兼会計課長）、花山尚人（学校教育課長）、小島研二（公民館長）、柄澤博（寒川総合図書館長）、高木秀彰（寒川文書館長） ※傍聴者2名		
議 題	(1) 議事録承認委員の指名について (2) 第6次寒川町行政改革プランの進捗状況について ◇平成27年度上半期実施報告 (3) その他		
決定事項			
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	○開会 ○あいさつ 《鈴木委員長あいさつ》 ○議題 <u>(1) 議事録承認委員の指名について</u> （鈴木委員長） (1) 議事録承認委員の指名についてですが、こちらは名簿順でお願いをしております。前回は磯川委員でしたので、今回は梅村副委員長にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。		

(梅村副委員長) 承知いたしました。

(2) 第 6 次寒川町行政改革プランの進捗状況について

(鈴木委員長) (2)の『第 6 次寒川町行政改革プランの進捗状況について』に入ります。事務局から、事前に進行管理表が示されておりますが、進め方としては、本日、事務局職員の他に、プランの内容に関係する実施責任者の職員等も出席していただいておりますので、個別項目ごとに実施責任者である各課長等から課等別の取り組み項目の実施内容を報告していただき、皆様方からご意見を伺いながら進めていくという形でよろしいでしょうか。

(各委員) ～了承～

○基本項目 I 「アウトソーシングの推進」

個別項目 1 「指定管理者の活用」

(鈴木委員長) それでは、基本項目 I 「アウトソーシングの推進」、個別項目 1 「指定管理者の活用」について町立公民館から田端スポーツ公園まで順番に説明をお願いします。

(小島館長) それでは、資料 4 ページから 6 ページの町民センター、北部公民館、南部公民館の指定管理者の取り組み状況についてご説明させていただきます。上半期につきましては、他市町村の先進事例に関する調査及び研究を行ってきたところでございます。これらの調査・研究の中で分かったことは、平成 23 年度の統計ではありますが、公民館の数が全国で 14,681 ある中で、指定管理者制度を取り入れている公民館については約 7.9%であることが分かったこと。また、指定管理の形態については、設置者とは別の地方公共団体が 0.1%、社団法人・財団法人が 21.4%、会社法による会社が 4.7%、NPO が 2.2%、その他 70.9%となっております。その時点で神奈川県内では、167 館ある公民館で指定管理者制度を導入しているところはありませんでした。そこで第 2 四半期では、県内自治体に問合せをしながら調査いたしました。その結果、県内の状況も若干変わっており、公民館が公民館のままで指定管理を導入しているところが 1 箇所あることと、公民館をコミュニティセンターに転用して指定管理を行っている所が 1 箇所となっております。このような状況で調べた中では、当初 1 施設ごとに指定管理を見込んでいましたが、複数の施設を対象に行っているところもありましたので、今後公民館としても制度導入については、行政コストの縮減に止まるだけでなく、公共サービスの向上も考えながら、他市の状況も考慮し、利用者からの意見も聞きながら、課題整理を行い取り組んでいくこととしております。

(柄澤館長) それでは、資料 7 ページの寒川総合図書館における指定管理者制度導入にかかる検討状況について説明いたします。

現状の動きといたしまして、平成 29 年度からの制度導入の目標に向けて、指定管理者制度についての調査研究に取り組んでおります。具体的な内容といたしましては、制度導入済み図書館の資料調査、電話聞き取り調査、現地調査などを行いました。調査の内容についてですが、資料調査では全国の制度導入図書館数、指定管理者の事業内容、佐賀県武雄市の事例などを調査しました。電話聞き取り調査では、寒川町と同規模の自治体の現状と課題など、現地調査としては、県内導入図書館といたしまして、綾瀬市立図書館、海老

名市立図書館、あとは、市民 NP0 への業務委託を行っている藤沢市の大庭市民図書館の調査をいたしました。次に指定管理の現状と課題ということで若干紹介いたしますが、導入済みの図書館につきましては、昨年秋の状況としまして、426 館、2003 年の地方自治法改正後、徐々に増加の傾向となっています。次に、図書館運営に特に課題を感じていないといった感想がある反面、行政内に図書館が分かる職員がいない状況や若干丸投げ感も否めない状況がありました。今後の動きといたしましては目標に向けて今後も調査研究を進めてまいります。また、海老名市の例も十分参考にしながら、検討を深めてまいります。

(高木館長) 次に資料 8 ページの寒川文書館の検討状況について説明いたします。寒川文書館は、公文書館法に基づいて、寒川に関する記録資料を収集・整理・保存して利用に供するという業務を行っています。寒川に関する記録資料といたしましては、町が作成した公文書とか、あるいは個人や団体が持ってきた民間資料、写真、地図、行政刊行物、新聞、映像など寒川に関するあらゆる資料を取り扱っている訳ですが、これらの資料を閲覧してもらいレファレンス、つまり調べ物の手伝いをするというのが文書館業務のメインとなっております。この行革におきましては、このような通常行っている基幹的な業務というのは、なかなか民間への委託には馴染まないということで、基本的には直営でやらせていただきたいと思いますと考えております。公文書の評価、選別というのが行政的な価値判断を伴うことなので、民間にお願いするのは馴染まないのではないかと考えております。あるいは文書館で持っている資料というのは、町職員の行政利用にも活用しており、職員が資料を探すのではなく、こちらに資料を置くことで、それにかかる時間の節約が出来て、行政の効率化が図れます。あとは、資料に即したレファレンスというのは、長年の経験とか知識に左右されるものであることから、通年での交代を前提にしている業者に委ねるということは停滞に繋がるという考え方から基本は直営で行いたいと考えております。

しかしながら、現時点でもそうですが、空調や清掃、防火管理など庁舎に関する管理の部分というのは、図書館に全てお願いしているので、図書館が指定管理者制度を活用するということになるのであれば、受け入れる以外に選択の余地はないと考えております。従いまして、直営の部分と指定管理の部分が混在する運営の仕方になってくるのではないかと想定しております。その前提のもとに第 1 四半期については、中身が直営で管理部門が指定管理という事例があるかどうかの調査を行いました。そうしましたところ、福岡市総合図書館については、図書館と公文書館の業務を両方行っている図書館となっているのですが、直接的な業務は直営で行い、庁舎管理については指定管理をするということで目的は事務の軽減ということで来年度当初から実施する予定で、現在業者を募集しているところでした。このような状況でしたので担当者の方から話を聞くなどの情報収集を行いました。第 2 四半期については、総合図書館との業務の摺り合わせということで、実際には庁舎管理以外の部分で図書館の協力のもと行っている業務がかなりありまして、普及事業を共催したり、資料の融通とか色々な部分で一緒に行っておりますので、そのようなことを指定管理の仕様書に入れておかないと業務が止まってしまう恐れがありますので、図書館と共通認識が持てるような打ち合わせを始めました。それにつきましては今後も継続してまいりたいと考えております。

(小泉課長) 続きまして、資料 9 ページの田端スポーツ公園の状況を説明いた

します。第1四半期につきましては、指定管理の導入について指定管理者選定委員会です承されまして、第2四半期では、野外体育施設条例を一部改正する必要がありましたので作業を進め、併せて指定管理の募集にかかる募集要項の具体的な作成に取りかかりました。次にこれからの取り組みについて説明させていただきます。第3四半期に入りまして、議会9月会議で条例の一部改正を決定していただきました。なお、条例の施行につきましては平成28年4月1日からしておりますが、附則では指定管理についての公募や指定については、条例施行前においても行うことが出来るよう定めておりますので、11月2日に募集要項の配布を開始し、11月17日に現地説明会などを行ったところです。その後に質問の受付を行いまして、11月30日にその回答をホームページで公開したところです。また、申請につきましては、12月7日から9日の間に受付する形で事務を進めており、12月22日に選定委員会を開催する予定となっております。

(鈴木委員長) それでは、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、最初に町民センター、北部公民館、南部公民館について何かご意見等ございますか。

(藤岡委員) 公民館とコミュニティセンターの違いを分かりやすく教えて下さい。

(小島館長) 公民館については、社会教育法に基づく施設となっており、法律に基づいた施設の利用をすることになっておりますので、社会教育施設となります。コミュニティセンターは、利用形態がもう少し広い施設となっております。

(芹澤課長) コミュニティセンターにつきましては、コミュニティセンターの施設について規定した法がありませんので、地域住民の方ですとか様々な団体の方が、地域活動や自治活動を行う場として利用するところを、一般的にコミュニティセンターとしております。このようなことから、公民館については社会教育を目的とした利用を想定して建てられた建物で、コミュニティセンターは、ボランティア活動や自治活動など地域の中の活動の場と捉えております。

(藤岡委員) 寒川町には、現在コミュニティセンターはないのですか。

(芹澤課長) コミュニティセンターという名称の施設は今のところございません。

(鈴木委員長) 担当としては方向性として、アウトソーシングの推進について感触はあるのですか。それともまだ検討中でその方向性についても分からない状況ですか。

(小島館長) 第3四半期に入り、綾瀬市で指定管理をしている事業者から状況を聞いたところなのですが、綾瀬市は公民館として指定管理をしておりますので、その状況を考えると、民間のノウハウを活用することは有りかと思っています。ただ、現在寒川町で行っております公民館の利用につきまして、必ずしもマッチしているかどうかは整理していかないといけない部分があると思っておりますので、もう少し課題整理等をしまして、適切かどうかという判断をしていきたいと考えております。

(鈴木委員長) 課題はどのようなことがありますか。

(小島館長) 利用者等の高齢化がありまして、どのように繋げて行くのかということと、サークルにつきましても減少傾向にあることから、その部分を整理していきたいと思っております。また、施設についても、建築してから30

	年以上経過しておりますので、そういったことも考慮し進めて行きたいと考えております。 (鈴木委員長) 基本的には今年度中に方針・方向性を決めなくてはいけないわけですね。やるかやらないかも含めて。色々と検討することはあると思いますが、既に半年以上経過しているので、その方向性というものをどのように捉えていくかということを考えていかななくてはならない時期に入ってきていますので、課題が何かということはしっかりと状況把握して、早い時点で取りまとめていただきたいと思います。 (鈴木委員長) 次に寒川総合図書館について質問等ありますでしょうか。 (木立委員) 総合図書館について、調査・研究を進めている中で、綾瀬市や藤沢市など現地視察して、地域性などいろいろな部分でマッチしているのかあると思うのですが、こういった施設を見たうえで、例えば、この施設は寒川の状況に近くて良いのではないかという所があったのか、それとも良い部分もあるのだけでも改善しなくてはいけない部分があるだとか、それぞれあって、色々な施設を参考にしながら良いものにしていこうという考えで検討されているかなど、そのあたりの手応えというか、視察をした中での感触などを聞かせて下さい。 (柄澤館長) 現在の見解についてですが、最初に申し上げたいのは、神奈川県内に指定管理者制度を導入している図書館が全国的に見ても少ないということがあります。現在制度導入をしているのが、横浜市、綾瀬市、海老名市にある3館となっております。また、来年には大和市立図書館が制度導入する予定で、既に指定管理者も決まっている状況です。先ほどお話しした藤沢につきましては、藤沢市民図書館が全部で4館あるのですが、そのうちの辻堂市民図書館と大庭市民図書館が、市民NPOの業務委託という形で行っております。図書館の場合、指定管理者制度というと、いかにも昨年までの流れでは、佐賀県武雄市だとか今年10月にオープンした海老名市立図書館については、TSUTAYA図書館と言われてマスコミを販わしておりますけれども、逆に言うと、全国でもTSUTAYAが管理している図書館は2例しかなくて、それ以外については、その他の業者が管理しているわけでありまして。ご質問の中で寒川に参考になるような施設があったかということですが、現状では指定管理を導入している海老名や綾瀬というのは、先ほど参考にして取り組むというような説明をしましたけれども、反面教師というような形の参考を考えていますので、神奈川県内で指定管理者制度を導入した図書館が何館かございますけれども、参考となる図書館というのは若干少ないという印象を持っています。 (梅村副委員長) 昨今、図書館というのは、町づくりにおいて注目されています。先ほど、佐賀県武雄市の話もありましたがあのようなものではなくて、例えば、図書館は大きく従来型から変わろうとしています。町づくりあるいは地域づくりのための産業振興とかビジネス支援、そういった新たな業務が図書館に加わろうとしている事例が全国でたくさん出てきています。そこで現在の司書というのは、アウトソーシングをした場合どうなっていくのか、それと新たな図書館という考えは今現在持っているのかお聞かせ下さい。 (柄澤館長) 司書については、現在、職員が5名と臨時職員が28名で交代勤務していますが、職員5名は本年度全員が司書資格を持っており、28名の臨時職員についても6割近くが司書資格を持っている組織となっております。それで指定管理者制度を導入した際に、現状の職員及び臨時職員がどうなるか
--	---

については、まだこれから検討することとなっております。それから新たな視点での図書館運営については、現状寒川総合図書館については利用者が多く、活発な活動をしている図書館と自負しております。また、課題解決型の図書館と昨今言われておりますけれども、住民の方の様々な身近な暮らしの課題、そういったものを解決するための資料を揃えて、それを紹介するための職員の充実だとかにつきましても、新たに変えるのではなくて、今の図書館運営にプラスをすることで住民からも頼りにされる図書館にしていきたいという考えです。

(梅村副委員長) 最近、くつろぎの空間がある図書館というか、地域住民から愛される図書館づくりというものがあるかと思うのですが、そういった取り組みというのは何かされているのでしょうか。

(柄澤館長) 寒川総合図書館については、平成 18 年 11 月にオープンしまして、県内でも比較的新しい図書館となっております。大きな特徴として、利用者の滞在型の図書館ということで、1 階の中央に大きなテーブルを置きましてくつろいでいただけるようなスペースを用意しております。最近町の産業振興課に協力してもらい、産業まつりの花の品評会で入選されたシンピジウムなどを飾ってもらいたいということを投げかけたところ、快諾していただき、そのテーブルに飾っており、館の雰囲気を和らげている状況となっております。雰囲気としては、利用者の方が気持ちよく使っていただけるような施設にしていきたいと思っております。

(事務局) 町では地方創生に取り組んでおりまして、ここで大きく町づくりとして、企業支援が取りざたされております。そういった中で、先ほどの公民館だとか社会教育施設をただ単純に指定管理するつもりはありません。当然その辺は、町としてイニシアチブを持ちながらどういった運営をしていくのか、政策としての町の関与が必要だと思っておりますので、そこについては、十分に町の意見が反映出来る形の指定管理を目指していくべきだと思っております。

(鈴木委員長) 私からお願いしたいのは、管理職は自分の範疇の仕事をどのようにしたいのか、要は夢とビジョンを語れることが一番だと思います。町民の満足を捉えながらどのように進めていくのかという考えを持ちながら進めていかないと答えが違う方向に行ってしまうかもしれません。こういった考えがないと丸投げのアウトソーシングになってしまい、まったく意味のない話になってしまいますので、重要なところを押さえて、進めていただきたいと思います。

(鈴木委員長) 続いて、寒川文書館について質問等ありますでしょうか。

(梅村副委員長) 文書館は、図書館と合併といいますか、統合することが出来ると思うのですがいかがでしょうか。

(藤岡委員) 建物は同じですね。

(事務局) 同じです。

(梅村副委員長) 業務についても文書館という形で残しておく必要があるのですか。

(高木館長) 残しておく必要があると考えています。

(鈴木委員長) 法で決まっているのですか。

(高木館長) 公文書館法という法律に基づいて、条例にしています。実際に図書館の中で公文書館業務を行っているという例もなくはないのですが、法的な根拠としては、発足の時に条例を規定させていただきました。

(藤岡委員) 図書館と文書館を別々にしているメリットがあるのですか。

(高木館長) 記録文書を取り扱うことが、文書館の基本的な業務でして、それに基づいてレファレンスを行うということで、レファレンスについては図書館で本を用いたレファレンスというのがありますが、地域の課題解決と言いますか、地域の資料で答えていくというのが文書館の業務であろうとは考えています。一番の違うところは、生な記録といった特に公文書を取り扱っていくというのは、司書ではやりきれない業務だと思います。専門的な経験を積んだ職員が対応した方がより良いサービスが出来るのではないかと考えております。

(鈴木委員長) 分類方法は決まっているのですか。図書は分類が決まっていると思うのですが。担当者の感性で分類していると担当者が変わった際に分類も変わってしまうと思うのですが、そういったところの整理だとか考え方というのは固まっているのですか。また公なルールというものはあるのですか。

(高木館長) 公なルールというものはございません。それぞれ独自に定めています。

(鈴木委員長) それは問題ではないですか。人が変わると分類方法も変わりますよね。

(高木館長) 館それぞれの方針をもって、分類していて、他にある類似の館と同じかどうかというところでない場合があります。

(鈴木委員長) 例えば、日本全国的に調べて、どのような分類方法にしているか調べたりしていないのですか。このようなものは寒川独自ではなくて、共通のルールで分類した方がお互いに相互利用が図れるし、第三者が入ってきたときに、容易に出来るのではないかなと思うのですが、そこら辺が寒川独自ということだと、新しい人が仕事をするようになった時に非常に難しさがあると思う。それから例えば、総合図書館と文書館を一つに統合してやろうとしたときに、図書館の職員が文書館の選別だとか資料の重要性だとかが簡単に出来るのではないかなという視点もあると思います。まだ始まったばかりですから、議論はこれからしていかなくてもいいんですけど、要は、ちょっと説明で気になったのが、寒川の人の特定の人がやっていて、それが町民の満足を得られるというところに繋がっているというような表現があったと思うのですが。

(高木館長) 専門的な経験を積んだ者ということを言いました。

(鈴木委員長) その専門的な経験を積んだ者という意味が何なのかを聞きたい。どこに違いが出てくるのか。確かに年数的な経験値は増えると思うのですが、ただの経験値であつたら仕事のやり方というものをもう少し改善することによって、そんなに経験を積んでいない人が出来るかもしれない。仕事の内容としては、寒川に現存する資料をどのように今後扱っていくか、また資料を分類した上で必要な時に出せるかということですよ。基本的にはわかりやすい仕事のやり方をすることによって、先ほど話をしたように、図書館と文書館がお互いに仕事出来るようになると思う。民間はほとんどがこのような仕事のやり方をしていますよね。一つの業務だから他の人は不可侵ということではなくて、お互いに相互乗り入れするためにどうしていくかという工夫は、色々な職場で取り組まれています。まとめると、もう一回仕事を見直していただいて、今のやり方がどうなのかも含めて考えていただきたいと思います。

(梅村副委員長) ちょっと先ほどの答弁に納得していないのですが、文書館としてどれくらいの業務量があるのですか。職員は館長と職員が1名ですか。

(高木館長)　そうです。

(梅村副委員長)　大体、年間何件くらいの相談がありますか。

(高木館長)　昨年度の実績では、カウンターに来て資料の相談に基づいて資料を出したものが約 400 件で、それ以外に単純に資料の出納を行って閲覧していただいた件数が正確な数字ではないですが、1000 件弱といったところです。

(梅村副委員長)　オンブズマンからの依頼等は文書館で受けているのですか。

(高木館長)　情報公開は、総務課の行政総務担当で行っています。

(梅村副委員長)　情報公開業務は別の部署なのですね。文書館には主にどのような人が相談に来られるのですか。

(高木館長)　あらゆる方が来られるのですが、例えば土地の購入をしたいのだけれども、過去の土地利用がどうだったのかを確かめたいということで、購入者の方と不動産業者の方が来られたりします。また、先祖のことを調べたいですとか、ありとあらゆるものの調べのものの手伝いをしています。また、その呼び水として、展示とか講座、講演会の普及活動を行いながら、更に成し遂げられるようレールを敷いているといった、そういったところにも力を入れています。

(鈴木委員長)　あらゆると言われると中々理解が難しいのですが、今やっている仕事をどのように捉えるかといった分類と分析をしていただいて、このような場で語っていただかないと話そうとしている内容が伝わってこない部分がある。それから聞いている人がわかりやすく説明出来るようにしておかなくてはいけないと思います。

(梅村副委員長)　事務局にお聞きしたいのですが、今回の行革推進委員会としては、進捗状況を聞かせていただいて、どこまで意見をすれば良いのですか。

(事務局)　最終的には、町の中の行革推進本部で決定するのですが、色々な角度から議論いただいて、ご意見、ご提言をいただきたいと思っております。当然、委員会としてどういった議論があったのか、ホームページでも公表されていきますし、議会にもご報告させていただきます。そういった意見反映を務めながら、町としてどういったものがベストチョイスなのか、それを本部の中で決めていきますが、委員会として決定権があるかと言われれば、決定権があるものではありません。ただ重い意見だと捉えております。

(鈴木委員長)　感じたところについては意見していただければと思います。

(鈴木委員長)　次に田端スポーツ公園について何か質問等ありますでしょうか。こちらについては既に公募の手続きに入っているのですよね。

(事務局)　そうです。

(鈴木委員長)　意見等ございませんか。無ければ次にいきたいと思います。

○基本項目Ⅰ「アウトソーシングの推進」

個別項目 2「PFI 手法等の活用に係る検討」

(鈴木委員長)　それでは次に、基本項目Ⅰ「アウトソーシングの推進」、個別項目 2「PFI 手法等の活用に係る検討」について（仮称）健康福祉総合センターの建設と町営プール及び町営さむかわ庭球場の改修について説明をお願いします。

(藤澤課長)　それでは、（仮称）健康福祉総合センターの建設に向けた検討に

についてご説明いたします。上半期に行いました内容といたしましては、平成26年度に引き続きまして、PFI手法やリース方式に関する勉強会や聞き取りを実施しました。また、平成26年度に実施しました基本構想（案）のパブリックコメントについて実施結果を整理し、ホームページで中間報告を行いました。また、担当者レベルで人口推計や対象者推計などの資料を作成し、データの整理をいたしました。建設に向けての具体的な取り組みにつきましては、町で平成27年度より策定する「公共施設等総合管理計画」の全体方針が示された後、整合を図り、事業手法を検討していくこととしております。今後につきましては、「公共施設等総合管理計画」を平成28年度中の策定を目処に現在進めておりますが、町施設の今後のあり方に関する方針が決まるまでの間は、施設の新設や大規模改修等の実施を見送ることとなりましたので、今後計画策定の進捗に応じて変更を行う予定としております。またその間につきましては、本施設の必要性の再整理、人口推計の見直し、建設手法に係る更なる検討について、引き続き進めていくことを考えております。

（小泉課長） 引き続きまして、(2) 町営プール及び町営さむかわ庭球場の建設に向けた検討についてです。町営プール及び町営さむかわ庭球場につきましては、平成26年度に建設に向けての検討を進めてまいりましたが、12月の議会でPFIなどあらゆる手法を検討すべきという指摘を受けまして、改めて検討を進めている状況です。なお、第1半期には、当初PFIの勉強会等をしている中で、PFIを行うためには、現施設において使用出来る部分があるかどうかのチェックをしてもらいたいとの要望をいただいたところです。そのために、施設のインフラ状況調査を行うということで、当初内閣府でPFIに関する支援という補助がありまして、支援を受けて実施する予定でしたが、申し込みをしたところ、6月末に選定結果が示されましたが、対象となりませんでした。なお、この段階でインフラ調査については別途行う予定でいましたが、前段の（仮称）健康福祉総合センターで説明がありましたとおり、「公共施設等総合管理計画」に載せていくという話がありましたので、現段階において、直接検討は進めていない状況となっています。なお、引き続きPFIの勉強については進めていきたいと思っております。第2四半期につきましては、7月27日に今年度第1回のスポーツ推進審議会を開催しております。プール及び庭球場につきましてはスポーツ施設ということで、こちらの建設につきましては、平成24年度からこちらの審議会に諮ってきた経緯となっております。プールを作ることに對しての計画やアンケート調査をとる段階での内容などを全て諮ってまいりましたので、プール改修が中止になった段階で昨年度中に報告し、改めて今年の7月に「公共施設等総合管理計画」のあり方についてご報告したところです。なお、こちらの会議につきましては、建設に向けて何度か会議を経てきた中で、白紙になってしまったのかという指摘もありましたが、白紙ということではなく改めて施設の位置づけをし、それに向けた計画を行うことの説明をしております。また、アンケートを今後していくうえで、時期によってはプールのあり方について住民の声が変わってしまうのではないかという意見もいただいております。また、プールが中止になったことに伴いまして、子供達が夏にプールを使えないということで、小学校のプールを借りまして、学校開放あるいは一般開放を進めてきていることにつきましても報告しまして、今年度につきましては、7月中にその開放が終わってしまったことで、一番暑い時期の8月に解放していないのは問題ではなかったかという、プール全体に関わる指摘もいただいたところです。報告は以上です。

（事務局） 只今、健康福祉総合センターと町営プール及び庭球場の説明をいた

しましたが、この中で公共施設等総合管理計画という話がございました。公共施設等総合管理計画につきましては、過去に高速道路のトンネルで天井崩落事故が発生しまして、高度成長期に多くのインフラ整備を行った中で、一斉に老朽化を迎えることや人口減少社会に突入している中でどれだけ公共施設が必要なのか、いわゆる財政基盤と維持管理が必要な施設のバランスを考えなくてはいけないということで、総務省からの指示もありまして平成29年までにはそういったものを作らなくてはならないという状況にあります。町といたしましても、景気低迷の中、厳しい財政状況を抱えているわけですが、今ある公共施設をどう維持していくかを財政計画と摺り合わせながら、全体像を見なければ新しい施設の建設にも着手出来ないという状況もございます。そういった意味で、今年度、総務課管財担当で公共施設白書の作成を進めておりまして、来年度、公共施設白書と財政計画により、どこまで維持が出来るのか検討する予定となっておりますので、そのようなことからPFIの検討も中断している状況となっております。

(鈴木委員長) 今の説明を踏まえて何か質問等ありますでしょうか。

(藤岡委員) プールについては、老朽化のために床が隆起したのですか。

(小泉課長) プールの破損につきましては、老朽化と漏水もあったこともあり、50mプールの床が持ち上がったということです。

(藤岡委員) 今のプールの大きさではなく、縮小した形でのプールでも建設する計画にはならないのですか。

(事務局) 今の状況として、他の施設を潰すことが必要な状況にもありますので、ある意味、整理統合をしていかなくてはいけない中で、一方で新設するということになる、全体的な整理をしなくては難しいということで、公共施設等総合管理計画については、来年度ある程度計画の中身が見えてくると思いますので、それを踏まえ議論していかなくてはいけないと思っています。今回については、PFIという建設手法の活用ということ、公共施設等総合管理計画において、改めて建設するという方向になった場合は、改めて建設手法については検討しなければならないと思っております。

(鈴木委員長) やるかどうかも踏まえて、公共施設等総合管理計画が出来ないとはっきり出来ないという理解でよろしいですか。

(事務局) そうです。今のところこれからの税収だとか、人口によって、一自治体が持つ必要性があるのかということもあると思います。例えば、ある施設については、近隣市との共同運用をした方が良いのではないかと、色々な考えがあると思いますので、そういった広域連携も含め全体を議論したうえで建設をすべきかどうか検討する必要があると思っています。

○基本項目Ⅰ「アウトソーシングの推進」

個別項目3「事業・事務における外部資源の活用」

(鈴木委員長) それでは次に、基本項目Ⅰ「アウトソーシングの推進」、個別項目3「事業・事務における外部資源の活用」について税務課「窓口等事務から議事録作成事務まで順番に説明をお願いします。

(戸村課長) 税務課「窓口等事務」についてのアウトソーシングの検討状況をご説明いたします。第1四半期では、岩手県盛岡市の先進事例調査を行いまして、現在行っております証明書等の交付事務の分析をいたしましたところ、

年度当初 4 月、5 月の繁忙期で 1 日約 22 件、所要時間が約 2 時間でございました。年間にいたしますと 1 日約 13 件、所要時間が約 1 時間という状況でございます。そういった中で、第 2 四半期には様々な雇用形態等における費用対効果を考えまして、民間活用のアウトソーシングは行わず、行政経験が豊富な職員の OB でございます再任用職員の活用を主に今後検討していきたいと考えております。

(樋口課長) 続きまして、収納対策課「電話対応事務」についてご説明いたします。まず、目標における創出する職員 1 人に向けて検討を進めてまいりました。その中で、現状の電話催告業務の分析をいたしました。税といたしましては、平成 26 年度は電話による催告は 400 件程度に過ぎないというところでございます。また、収納一元化の側面から国民健康保険料とか介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料の担当者とヒアリングを実施した中で実態を把握したところ、国民健康保険では多少電話による催告業務を実施しているものの、他の保険料等では実施していない現状が浮かび上がりました。その結果、この業務でアウトソーシングを実施したとしても、目標である 1 人の創出というのは中々難しいのかなということになりました。電話催告業務においては難しいですが、実は目標のカッコ書きに滞納管理システム導入における効果を含むと書いてございます。平成 27 年度に滞納整理システムを導入いたしますけれども、これによって、今年の 4 月からですが、既に職員 1 名を削減することによって滞納整理業務にあたっている状況です。

(中嶋課長) 続きまして町民窓口課「窓口等事務」についてご説明いたします。目標といたしましては、創出する職員を 3 人ということで取り組みを進めております。上半期におきましては、窓口業務をアウトソーシングするうえでの手法や問題点の洗い出しを行うとともに、先進事例及び県内自治体の動向について調査いたしました。第 2 四半期につきましては、海老名市が総合窓口業務を民間委託しており、派遣で対応している自治体は、鎌倉市・藤沢市・伊勢原市でコンピュータへのデータ入力作業などを行っているとのことでした。その他の県内自治体においては現在実施していない状況となっています。なお、茅ヶ崎市及び鎌倉市については検討したが、両市とも業務委託については、委託先の派遣労働者に対して、労務上の支持・命令をすることが出来ないことなどから、外部委託の大きな障害になっているとのことでした。次に問題点でございますが、住民異動届、戸籍の届など審査や疑義照会等は、委託職員では対応できない、町職員が減少することで、複雑な事例に対応できる専門的な職員が育たないことや、協議会等の会議、研修会への参加が難しくなり、昼窓や土曜開庁なども、支障が出ることが想定できると考えております。外部委託については、派遣会社が指示監督者を配置する必要が生じることから、業者が指導監督者を配置することができないことや、寒川町のような少人数の委託については実績がないため、検討させて欲しいということでございました。検討結果としましては、町民窓口課の窓口業務等を外部委託することは、現段階では、困難と判断いたしました。今後の対応としては、平成 27 年度より、再任用職員を窓口 に 2 名配置する体制を試しておりますが、特に問題もなく進められていることから、この体制を継続していきたいと考えております。また個人番号カードの普及の状況を見ながら、コンビニ交付についても検討を進めてまいりたいと考えております。

(鈴木課長) 続きまして、高齢介護課「窓口等事務」と「財務補助事務」につ

いて説明いたします。こちらの事務については、目標を2つの事務を併せて創出する職員1名としており、検討を進めてまいりました。現在、課内で外部資源の活用についての検討という中では、窓口業務におきましては、単純な申請は限られておりまして、相談内容につきましては多岐に渡るため、専門職の配置が必要という中で、高齢介護課におきましては、地域包括支援センターにほとんど専門的な相談につきましては委託している状況となっております。窓口業務におきまして、アウトソーシングが可能な事業がないのかという検討を第1四半期で行いました。この中では、介護保険料の本算定の発送とか負担割合証の発行並びに負担限度額証明証の発行等、単純作業について出来るものがあれば、そういう形で見つけていこうではないかというところまでございますけれども、第2四半期では、近隣自治体の海老名市では、窓口業務を全面委託ということで、係長以上の職員と伺いまして状況を把握いたしました。海老名市につきましては、高齢介護課の窓口だけではなく、福祉部全体の国民健康保険、年金、障がい、子育て等を含め、窓口業務を3段階に分けて、民間委託をしておりました。また、その中での業務マニュアルについては3年をかけて、業者と市の打ち合わせの中で作成したとのことで、中々難しい困難なハードルがあったとのことでした。我々からすると、目標が創出する職員1名という中では、町にはそぐわないと考えております。また、相談関係につきましては海老名市ではコンシェルジュを配置し、その方が采配を振るって、それぞれの窓口に行っていくような形をとってございましたけれども、町につきましては、案内はおりますけれども、そのようなやり方は難しいのではないかとということで、高齢介護課の中では、民間に委ねることは個人情報等もございますので難しいと思っており、再任用職員の検討を進めてまいりたいと考えております。その中で、業務マニュアルの整備について今年度から各職員の中で作成しており、第3、第4四半期でまとめていきたいと思っております。

(小泉課長) 続きまして、健康・スポーツ課「窓口等事務」の状況についてご説明いたします。こちらの事務については、33ページの別紙にありますとおり、可否一覧でまとめております。健康増進事業についてですが、健康相談事務では、専門職が直接お客様から相談を受けている事務でありますのでアウトソーシングは不可と考えております。なお、以下のものについては、まだ結論としては出ていませんが、アウトソーシングが出来る事務をピックアップしたところでございます。健康診断等については、必要に応じて健康診断等の申し出があった場合に必要な書類の回答を行っており、がん集団検診等につきましても、希望日や電話での受付等の事務を行っております。各種検診事務については、検診を行った結果を、健康情報システムというものがああり、一人一人の健康状況を登録いたしまして、管理するシステムをとっております。結果を全て入力していくことに対しては、かなりのボリュームがあるところがございます。またスポーツに関しましては、スポーツ施設を借用していただける段階で、団体登録をしていただく必要がありますので、システムを利用していただくための許可証の発行等がありますが、パソコンに入力して発行する事務となっております。その他全国大会交付金の受付やそれに関しての振込や各種教室等の参加申し込み受け付け事務がございます。なお、基本的には、先ほど申し上げました健康情報システム等への入力につきましては、最終的に出ました結果を単純に打ち込むだけでございますので、専門職でなくても可能と考えております。また、他の業務につきましても誰でも可能だと考えております。ただ今の段階では、専門職というよりは、臨

時職員の配置があれば、これらの健康業務は保健師、看護師の専門職が行っておりますので、そこについては専門性の高い事務に振り分けられるのではないかとということで現段階では検討を進めているところでございます。

(鈴木委員長) 別紙の可否一覧の○と△の違いは何ですか。

(小泉課長) △につきましては、一部の事務で財務会計システムの操作ですとか、職員でしか行えない事務がございますので△としております。

(鈴木委員長) わかりました。

(小泉課長) 続きまして、「健診・検診事務」でございます。こちらにつきましては、第1四半期でアウトソーシングの適否の範囲をどこにするか、第2四半期については、検診委託をしているところの内容を調査したところでございます。35ページの別紙を見ていただきたいのですが、当初第1四半期につきましては、健康事業の中に母子保健という事業がございます、妊娠をされた方に対しての母子手帳の発行から出産後の支援などを行っており、また、子供たちの健康診断等についても行っております。母子健康診断につきましては、医師や歯科医をお呼びいたしまして、健康診断をしていただいているところでございますが、個別の支援に今後繋げていくということで、保健師や看護師がその場で状況を把握する必要があります。また、検診にどうしても来られないような方がいたとしても、その方がその住所にいて、きちんと子育てをしているという把握は100%を目指して推進しているところでございます。そのようなこともありまして、こちらの事業については、アウトソーシングは適さないということで結論を出させていただいております。集団検診については、がん検診等がありますが、これは医療機関に行っている健康検診と健康管理センターに検診機関をお招きしまして、その場で行う集団検診がございます。実を言いますと、こちらの集団検診、特にがん検診につきましては、年に2回行っておりますが、申し込みの当日というのは、朝から電話が鳴りっぱなしの状況で、職員が10名いますが1時間以上電話を受け付けているようなことが毎回生じております。そのようなことがございまして、この受付を医療機関でやっていただけたらというのが当初の発想でございます。第2四半期では、他市町村や検診機関につきまして、他市町村が集団検診の申し込みを事業所では行っていないことが判明いたしました。また各市町村につきましても、申し込み等につきましては、各市町村が行っているとの状況でございました。それで今検討していることについては、実施当日は町の担当者が立ち会っているのですが、これについて何か方法がないか検討を進めているところでございます。なお、事後の検診結果につきましては、事業者から送付するようにしておりますが、結果を町の担当者がチェックすることを行っております。その中で精密検査を必要とする方につきましては、通知いたしまして、その後も精密検査を受けたとの報告がない場合には、こちらから電話して確認等を行っております。そういう意味でこの部分についても職員が必ず関与するということなので、やはり実施当日のみ何かアウトソーシング出来ないか検討を進めていきたいと思っております。

(徳江課長) 続いて、環境課「窓口等事務」についての検討状況でございます。

まず、環境課の概要についてご説明させていただきますが、環境課は非常に幅広い業務を所管してございます。例えば、他市と比べますと3つ程の課に分かれるものが、今1つの課として動いてございます。環境政策、環境保全、廃棄物処理という大きく3つの枠組みが出来るものを1つの課で所管しております。この中で実際大きな話として出てくるのが公害等に関わる苦情処理、それから昨今問題になっております、アライグマ等有害鳥獣の捕獲、それから

時期的には過ぎてしまったのですが、スズメバチの駆除でございます。また、廃棄物処理で言えば、不法投棄並びに収集されないものの処理というのが大きなものとしてあります。環境課では、多くの業務については既に業務委託等でアウトソーシングされております。その中で、職員が対応しているところと言うと、今申し上げたところの現場対応するもの、例えば、野焼き等で苦情が入れば、必ず現場確認をしたうえで対応するといったことを中心に、第1四半期の中で、アウトソーシングに適した業務範囲を検討結果として37ページの別紙にあげております。なお、この業務につきましては、外部への委託ということではなくて、経験豊富な再任用職員または、臨時職員等を活用しながら、アウトソーシングの検討を進めているところでございます。

(大川会計管理者) 会計課「財務補助事務」について説明致します。こちらについては、先進事例の調査ということで、西湘ブロックである平塚市、小田原市、伊勢原市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、寒川町で構成している会計管理者研究会にて情報を収集いたしました。それに併せてアウトソーシング可能な事務についても検討を進めてきているところです。そういった中では、外部委託という形ではなく、再任用職員あるいは臨時職員等で検討していきたいと考えております。

(花山課長) 続いて、学校教育課「財務補助事務」について検討状況をご説明いたします。第1四半期と第2四半期においては、アウトソーシングが可能な事務において、事務手引きや事務分担の見直し等を行いながら研究を進めてまいりました。その結果、40ページ別紙にありますとおり、創出する職員2人としておりましたが、結論としては、創出可能な職員1人と変更させていただきたいということでございます。どうしても学校教育課の場合、各小中学校と直接学校の実情に応じてやりとりする部分と指導事務業務というのがかなりありますので結論としては1人の創出という形にしております。

(芹沢課長) 続きまして、「議事録作成事務」についてご説明いたします。上半期につきましては、平成28年度の導入に向け取り組みを進めてまいりました。第1四半期では、54審議会等の議事録作成に係る事務量等の調査を実施いたしまして、現状の実態把握に努めました。調査の結果といたしまして議事録作成は担当職員にとって大きな事務の負担となっていること。また、作成は効率的に行うために主に電話や窓口業務のない時間外に実施しているケースが多いという実態を踏まえまして、職員が議事録作成を直接実施しなければならないのか、そういう業務なのかという点で検討いたしまして、それは必要性が低いということ。また、職員への事務負担や作業時間が大きいことから、本来業務へ職員がその能力を発揮出来るような環境づくりの一環といたしまして、アウトソーシングの方向性を確認いたしました。次に第2四半期では、この調査結果を基に更に検討を進めまして、具体的には業者などからも情報を収集し、議事録作成を現状の正規職員とした場合、臨時職員など再任用職員を含めて実施した場合、外部委託をした場合、この3つのパターンにつきまして費用対効果等の検証を行いました。詳細につきましては、45ページ比較表を後程ご参照いただきたいと思いますのですが、結果といたしましては、今後の導入に向けた手続き等もありますが、現段階においては、議事録作成業務を外部委託することは有効な手段であると考えております。今後は導入に向けまして一斉導入にするのか、それとも試験的導入とするのか早急に検討したいと思っておりますし、予算要求に向けて費用の精査をしてまいりたいと考えております。

(事務局) 全体を通しての補足ですが、先程から再任用の話があったかと思う

のですが、本来、第6次寒川町行政改革プランでは、どのようなアウトソーシングをすることによって、正規職員をどう生み出すか、それに横串を刺した組織を作っていくことによって、住民サービスを向上させようという考えでいます。あくまで正規職員をどう生み出すかということにありますので、アウトソーシングの考え方として、外部委託・臨時職員・再任用職員等を考えています。フルタイム正職員ではありませんので、再任用については今後最大で50名くらい生み出されてきますので、その職員を充てるのもアウトソーシングの一つとしています。アウトソーシング出来ずに再任用にしましたという説明がありましたが、これはアウトソーシングするという意味で捉えていただければと思います。

(鈴木委員長) 各課で、アルバイト、臨時職員、再任用の選択が出来るのですか。

(事務局) 仕事の性質が関係すると思うのですが、単純な仕事であればアルバイトが必要だと思いますが、経験値が必要な仕事については、再任用であれば効率が上がると思われます。

(鈴木委員長) どのような業務をどのような人にやってもらおうかという検討についてはこれからということによろしいですか。

(事務局) 最終的に年度内に生まれてくる再任用が何名いるかということがありますので、今後調整が必要になりますが、再任用、アルバイトともにどのような形で充てるかは分かりませんが、最終的には正規職員を生み出すというところの人数はそこで賄うことで考えております。

(鈴木委員長) 最終的に確認させていただきたいのですが、この目標設定をしてプランを立てたのは実施責任者ということによろしいですか。

(事務局) そうです。

(鈴木委員長) 問題は、やってみただけでも出来ませんというのがいくつかあったかと思うのですが。

(事務局) 今回については、導入の可否の決定ということで、本来、全体で何名人を生み出そうという計画がありますけれども、実際検討をしたうえで導入出来るかどうかを今年度中に検討するという事で、導入の可否が今年度の目標にしております。中には、仕事を掘り下げた結果、仕事の性質上、中々導入が出来ないということになりますので、そういったものについては計画を変更して新たな展開を模索していきたいと思っています。

(鈴木委員長) 我々として、どのようなところに意見を出していくかというところが、難しくなる気がします。仕事の内容を知りませんので、難しいですと言われると一体ここで何を議論するのかという話になってしまう。基本的には、行うことを前提にまとめたプランなのですから、深い検討をしたのであればしょうがないのかもしれないのだけれども、あっさりとはむずかしいという話になってしまうとどうなのかと思う。この辺の取り扱いについて事前に話し合いで決めておきたいと思う。

(事務局) 基本としては、目標として立てた限りは目標をどう達成するかという点で、上半期の検討結果がそれにあった検討結果であったのかどうか、その辺をご確認いただければと思います。元々第2四半期までの計画がありますので、それと今の進捗状況の差が今回の議論になってくるのだと思っています。

(鈴木委員長) わかりました。それでは、税務課「窓口等事務」について質問等ありますでしょうか。

～意見なし～

(鈴木委員長) 次に、収納対策課「電話対応事務」について質問等ありますでしょうか。

(鈴木委員長) これについて、電話業務だけでは、職員を創出するのは難しいという結論なのですが、誰が考えてもこれは最初から難しいと思うのですが、これについて、担当課長はどう捉えているか補足説明をお願いします。

(樋口課長) 確かに当初から分かっていたのかという部分はあります。滞納管理システムの導入における効果を含むということで、これを併せれば1人くらいはということで、目標欄にカッコ書きで書いてあるのですが、そのような考えでいましたので、そこの部分では、平成27年4月から1人職員を減らしたことによって、滞納整理にあたっている状況となっています。

(鈴木委員長) 目標を達成出来るということですか。

(樋口課長) 収納対策課としては、1人を創出することが出来たということで考えています。

(鈴木委員長) 27ページの別紙に事務量の軽減の見込みが予想されるとありますが、事務量は減っていくということですか。

(樋口課長) 滞納管理システムを導入することによって、差押え調書の作成などの事務量はかなり減ることになります。

(鈴木委員長) それであれば、始めからシステム導入によって1人減ることがある程度の見込みがあつてこの目標を立てたということですか。

(樋口課長) そうです。

(鈴木委員長) それであれば、やはり目標が歪だと思います。

(梅村副委員長) 資料として、創出職員の目標が1人と書いてあるのに、検討結果として1人創出されましたよというのは、それはこれまでにもう努力しましたからという説明なのですが、それはそれで私達も納得するところなのですけれども、委員会としてこのような資料で良いのかということになると思う。あくまで行革を使って創出職員を1人出していくというのが目標だと思うのですが、収納対策課長の説明は、もう努力しているのだから職員を創出する必要はないということなのだがそれでよろしいのか。事務局はそれでよろしいのですか。

(事務局) 違うと思っています。備考欄に記載されているのですが、徴収一元化に向けた取り組みとして、電話等による自主的納付の呼びかけ事務に関し、民間事業者への委託や多様な任用形態の活用をするとあります。ただ電話催告等については、27ページにありますようにそれぞれ行っていないので創出出来ないとありますが、収納一元化をすることによってこういった効果が出るかというところはあるのではないかと考えております。そういったものを含めて、滞納管理システムについては平成27年度予算に計上し、27年度当初から職員を減しているということで、更にここから生み出していただくことになろうかなと思っています。現段階では事務局と収納対策課双方の調整が出来ていないのが現状でございます。今後については、収納一元化というのは過去からの引き継ぎ事項になっておりますので、事務局と収納対策課が中心に進めていき、それを持って職員の創出が出来ればと思っています。

(鈴木委員長) この資料を読む限り、読み手は電話対応事務をアウトソーシングすることによって1人創出しますというプランに読める。それで結論は難しいと書かれている。難しいということは出来ませんということですよ。ところが違うことを行うことによって出来るんですよと言われたら、一体目

	標は何だったのかというところに戻ってしまう。目標設定を変えたのであれば、この検討結果の中で、電話対応事務については出来ないから、この目標については変えて、システム導入によって1人削減するという項目に変える。その結果検討して出来ますというように変えていただければ分かると思う。 (事務局) 一度整理しなくてはいけないのが、電話対応事務の中で違う展開を起こしているのでもし出来ないのであれば出来ないということで整理して、次の展開にして新たな計画を立ち上げるというのが本来の筋かなと思いますので整理させていただきたいと思います。 (鈴木委員長) もう少し分かりやすく整理をお願いいたします。次に町民窓口課「窓口等事務」について質問等お願いします。 (梅村副委員長) 一つ要望なのですが、別紙で説明をつけていただいております、これは非常に分かりやすいのですが、様式がばらばらなので統一していただいた方が有り難いと思います。難しいようであれば、せめて字体と文字の大きさが揃えていただくと嬉しいです。 (事務局) 承知いたしました。一つ補足なのですが、29ページの今後の対応というところで、「平成27年度より、再任用職員を窓口に2名配置する体制を試しておりますが、特に問題もなく進められていることから、この体制を継続していきたい。」とありますが、これで何となく体制を継続することで終わりのように勘違いして読めてしまうかもしれませんが、実際のところは、更に3名生み出すように再任用職員を配置していくというところで読んでいただければと思います。 (鈴木委員長) 先ほど副委員長が言ったように、例えば目標3名に対して現状では何名出来るとか、そういったフォーマットを作って、見た瞬間に結論が分かるように工夫していただきたい。 (事務局) 様式を工夫させていただきます。 (磯川委員) 私も今委員長が言われたことを言おうと思っていたのですが、先程から見ていると、現状が分からないので、実績については最後に出るので今は空欄になっているのですが、目標、現状、今後の対応、その3つがあると良いかなと思います。現状がとにかく見えないので、フォーマットが決まってしまうのであれば、別紙に現状と今後の対応、それとその理由があれば分かりやすいと思います。結局アウトソーシングが現状出来るのかをものすごく分かりやすく言うとか○なのか、たぶんみんな△になってしまうと思う。それであれば△の理由を書いてもらうと良いと思います。 (鈴木委員長) 見通しを含めて端的にまとめると分かりやすいと思います。 (事務局) 一定の法則の中で表すように様式を工夫したいと思います。 (鈴木委員長) 次に高齢介護課「窓口等事務」「財務補助事務」に入ります。少し確認したいのだけでも、専門職の配置ならば可能と考えるというのは、専門職を配置すれば1人は創出出来るという理解でよろしいのですか。 (鈴木課長) 介護相談が多いので、その関係でケアマネージャーだとか介護福祉士等の専門職であれば良いというところでもあります。 (鈴木委員長) 可能性はどうなんですか。ケアマネージャーに来てもらってそのような仕事を行ってもらうことになるのですか。 (鈴木課長) 今現在は、隣に地域包括支援センターがございまして、そちらの職員を窓口業務に来てもらって一緒に対応している状況ですので、現在委託をしているということです。
--	--

	(鈴木委員長) この業務はやってもらっているということですか。 (鈴木課長) 窓口業務はそのような形で進めております。 (鈴木委員長) 次に健康スポーツ課「窓口等事務」「健診・検診事務」について何かございますか。先ほど〇△についてお聞きしたのですが、アウトソーシング導入可の業務がアウトソーシングされると、創出する職員 1 名は可能であるという理解でよろしいのですか。 (小泉課長) 今の段階ではまだ検討中です。 (鈴木委員長) 次に環境課「窓口等事務」で何かございますか。 ～意見なし～ (鈴木委員長) 次に会計課「財務補助事務」で何かございますか。 ～意見なし～ (鈴木委員長) 次に学校教育課「財務補助事務」で何かございますか。 ～意見なし～ (鈴木委員長) 次に「議事録作成事務」で何かございますか。 (梅村副委員長) 詳細な資料有り難うございました。それで 43 ページに試算があります。正規職員、臨時職員、外部委託があって、見てみると臨時職員が約 141 万円で一番安いのでこれになるのかと思ったら、44 ページの総合的な考察では外部委託の方が良いとなっているのですが、見積りとスピードや正確性のどちらを優先させるのかという議論というのは今後行うのですか。それとも結論が出ているのですか。 (芹澤課長) 正規職員が作成する場合と外部委託で比較いたしますと、外部委託の方が約 49 万円の減となりますので、外部委託の方が費用的にも安く、職員の本来業務への時間伸縮も出来るということで外部委託という判断をさせていただきます。 (梅村副委員長) 臨時職員の方がもっと安いのではないのですか。 (芹澤課長) 臨時職員の場合は、やはり作業の正確性ですとか事務スペースや機材の確保といった、人件費以外のコストも考えますと外部委託の方が良いとの判断をさせていただきます。 (梅村副委員長) 外部委託などを考える時に、費用と様々な課題のクリアの仕方の基準等は寒川町にはありますか。 (事務局) 基準というのはありません。予算査定等の中で、とりあえずが一番安価なものを求めていくのが普通だと思いますが、そこに何か付随なものがある、一つ上のランクをとるとということもありますが、正直言って一番安いものにしたら良いのではないかという話にも当然なり得ますので、そこについては現段階では外部委託としておりますが、最終的に財政計画によってはそこに投入出来るかどうかその中で検討したいと思っております。 ○基本項目Ⅱ「広域連携の推進」 個別項目 1「近隣市との連携」 (事務局) 近隣市との連携については、(1)は湘南広域都市行政会議の年度事業
--	--

計画において、(2)は「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」においてそれぞれ取り組みを進め、その進捗を把握していること、また、連携の相手と歩調を合わせた取り組みが必要であるため、本管理表での詳細な管理は行わないことから掲載を省略しますが、町にとっての効果については毎年度末に把握しますのでよろしくお願いいたします。

○基本項目Ⅲ「柔軟で効率的な行政体制の構築」

個別項目1「職員の能力・能率向上に資する環境・基盤づくり」

(鈴木委員長) それでは、「職員配置の適性化」から「能力開発研修の強化」まで説明をお願いします。

(新藤課長) 「職員配置の適正化」についてご説明いたします。第1四半期につきましては、栄養指導を行える有資格者として管理栄養士を任期付き職員として雇用していることや再任用職員の適正な人事配置を行いまして4名の職員を創出いたしました。また、各課とのヒアリングを行いましてマイナナンバー制度の導入ですとかさがみ縦貫道路の開通に伴いました消防力の強化を図るために第2四半期に採用試験を行いまして、9名の職員を採用いたしました。10月1日付けで配属いたしまして、第3四半期以降、事務量調査や各部とのヒアリングを行いたいと考えております。

続きまして「時差出勤制度の導入」です。現在、図書館及び文書館については、閉館時間に併せた時差出勤を実施しておりますが、町民センターの時差出勤については、関係団体との協議中ございまして、フレックスタイムについては理解を示していただいておりますので、年内には一定の方向性を出したいと思っております。

続きまして「多様な任用形態の活用」です。職員配置の適正化にも関連いたしますが、各課とのヒアリングを通じて多様な任用形態を活用して創出出来る職員について確認を行ってまいります。任期付き職員のフルタイム勤務については、現在の実績もありますし、管理栄養士などで積極的に進めたいと考えておりますが、記載のとおり短時間勤務の任期付き職員につきましては、検討したのですが1日に6時間以内で、週に31時間という縛りがありますので、他の職員の勤務形態についての問題点があるために今後も検討が必要であると考えております。特にこの任用形態の活用については、先程からの説明があるように再任用職員をどう活用するかというのが一番の課題になってくると思っております。現在19名の方を再任用職員として雇用しておりますが、来年度は26名になる予定で、その翌年には35名になる予定ですので、今お話ししたように窓口業務のある関係各課と協議いたしまして、再任用職員をアウトソーシングの部分でどう推進していくかというのが課題になると思いますので、人事配置に努めてまいりたいと思っております。

続きまして「能力開発研修の強化」です。研修については、年々業務が複雑化、高度化しておりますので専門的な知識を習得することを目的とした専門研修の受講をしております。また、職員の能力開発についての研修もコミュニケーション能力やマネジメントやコーチングといったスキルアップ研修についても年代ごとに受講させております。特に今後限られた職員の中で住民サービスを維持させていくためには、様々な施策に取り組むためにも課題解決能力ですとか政策形成能力の向上が必要不可欠だと感じております。特に管理職になる前にこういった能力開発研修を行うことが必要だと考えて

おりますので、様々な研修の機会を活用しながら人材育成に努めたいと思っております。

(鈴木委員長) 今の4つについて質問等ございますか。なければ、能力開発研修の強化ということで、如何に職員の能力を上げていくのかということは非常に大事なところで、単に人を創出しただけでは、全体的な仕事の効率向上は難しいと思います。特にどの年代にどのような研修をさせるというような研修の全体像が分かるものはありますか。能力開発研修を行って、どのような能力が具体的に強化されてくるのか、それが本当に業務に対して効果があるのかどうかが一番重要なところですから、計画を立てて実施しましたということだけでは駄目だと思います。そのようなところを分かりやすくしていただければと思います。

(木立委員)「多様な任用形態の活用」で、横の連携だとかそういった部分を強化していくということに繋がると思うのですが、横の連携を強化していくということを感じだけではなかなか効果が見えないと思う。個人差もありますでしょうし。感触もそれぞれの人によって感じ方が違う可能性もあると思いますので、これを見えるような形に成果を出していくためには、何かしらの項目なり定数なり、具体的なものの推移をいくつか出していかなければ成果が見えないと思うのですが、成果が見えるための工夫だとかについて何か考えはありますか。

(新藤課長) 今後アウトソーシングの推進と絡めながら表現方法を考えていきたいと思えます。

(木立委員) 意図的な動き方もあると思いますが、例えば再任用の方とか経験が複数ある方の場合、その効果も考えながら進めていくというのも視野に入れて進めていってほしいと思います。

○基本項目Ⅲ「柔軟で効率的な行政体制の構築」

個別項目2「横の連携を強化する組織づくり」

(鈴木委員長) 最後に「組織の見直し」について説明をお願いします。

(新藤課長) 「組織の見直し」についてです。現在組織の見直しについては、平成25年度に町全体で機構改革を行っておりまして、基本的には概ね5年で機構改革を考えております。上半期については、各課とのヒアリングを行いまして、来年度については大がかりな組織改正ではなく、新規事業ですとか現状の課題に応じた組織の見直しを考えております。また、地方創生に関連した産業の活性化や企業支援に繋げるための専門部署ですとか、公共施設等総合管理計画を作成するための専門部署など地域課題ですとか法的根拠に基づいた担当部署に適任者を人事配置して出来るような、全体的な職員定数を鑑みながら進めてまいりたいと考えております。

(事務局) 補足なのですが、先ほどからお話しをさせていただいておりますが、色々な事務をアウトソーシングする結果、創出した課が既に人材不足によって業務が滞っている場合もございます。ですから生み出したものの加配する可能性もあります。この横の連携を強化する組織づくりというのがどういったビジョンかと申しますと、部門ごとに政策を論じる場所を作って行かなくてはならないと思っております。人口減少社会の中で質の高い住民サービスを提供するために、ある種そこは専門的に部門をマネジメントして、どういった行政サービスを届けるか、そういった政策分野を担うところが横の連

	携を強化する組織となりますので、総務課長が言われた部分の他にもこういった部門を設置していきたいと考えております。 (鈴木委員長) 何か質問等ございますか。 ～意見なし～ (3) その他 (鈴木委員長) それでは、最後に(3)その他について、委員から何かございますか。なければ事務局から何かありますか。 (事務局) 本日いただいたご意見を踏まえて、今後町の行革推進本部で調整し、庁議に諮り、決定したものを今後の議会で報告していくことを予定していたのですが、本日の委員会の中で様式が見にくいというご指摘もございまして、ちゃんと進んでいるのかどうか、一見性のある資料の作成をとのお話しがございました。これを委員の皆様に見せずに次のステップに進むというのはどうなのかというところもございますので、どのようなものを作成して、どのような運営をするか、改めて後日、委員長と調整させていただいて、どのような形で整理していくのか、委員長を通じて皆様にもご連絡したいと思っておりますので、またご協力をお願いいたします。 (鈴木委員長) 最後に私から一言、本日についてはかなり厳しい表現で意見をさせていただいた訳ですけれども、悪気は何もございません。それから一人一人の個人を攻めている部分は何もございませんので、我々としては出来る限り、今行っている行革の内容を質が濃く、スムーズに事が運べばということでお話しをさせていただいております。指摘が少しおかしい部分もあったのかもしれませんが、進捗状況が分かりやすい資料を作って、今後は進捗に問題がなければ、時間をかけずに進めていければと思います。それでは、以上をもちまして終了となります。ありがとうございました。 ○閉会
配付資料	◆第6次寒川町行政改革プラン進行管理表 平成27年度上半期実施報告《H27.11.24時点(案)》
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	梅村 仁 (平成27年12月25日確定)